

まほろば農園利用契約書

(目的)

第1条 この契約書は、那珂川町（以下「甲」という。）が開設する「那珂川町まほろば農園」において（以下「乙」という。）が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

(対象農地)

第2条 本契約の対象となる農地（以下「対象農地」という。）の位置及び面積は、別紙のとおりとする。

(農作業の実施等)

第3条 乙は、対象農地において農作業を行うことができる。

- 2 乙は、農作業の実施に関し甲の指示があったときは、これに従わなければならない。
- 3 乙は、対象農地において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により対象農地における収穫物が皆無であるか、または著しく少ない場合には、乙は甲に対し、その損失を補填すべきことを請求することができる。

(入園料の支払い)

第4条 乙は、1年分の入園料 5,000円/区画 を甲が指定する日までに、甲に支払わなければならない。

(契約期間)

第5条 本契約の期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までの1年間とする。

(契約の解除)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲に契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約の解除を申し出たとき
- (2) 乙がこの契約に違反したとき
- (3) 乙が正当な理由なしに長期間にわたり農作業を行わないとき
- (4) 乙が「那珂川町まほろば農園条例施行規則」を遵守しないとき

(入園料の不還付)

第7条 この契約が解除されたときには、原則として乙が既に納めた入園料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、甲はその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべきでない理由により農作業ができなくなったとき
- (2) 乙からの中途解約の申し出があったとき
- (3) その他甲が相当な理由があると認めたとき

(その他)

第8条 この契約書に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して決める。

令和 年 月 日

甲 住所 那須郡那珂川町馬頭555番地
氏名 那珂川町長 福島 泰夫

乙 住所
氏名

印